

令和6年度(令和7年度集計)体罰およびセクシュアル・ハラスメント等に関する調査結果について

児童生徒や教職員が調査票を学校に提出することに不安を感じる場合は、千葉市教育委員会へ郵送も可能としている。なお、郵送による提出数は、調査対象者数及び回答者数に含まれている。

1 調査対象者数

全調査対象数 66,713人 全回答者数49,145人 回答率 73.7%

学 校 種		6年度計	小学校(107校)	中(中等)学校(54校)	高等学校(2校)	特別支援学校(3校)
調査対象者数		66,713人	43,461人	21,749人	1,077人	426人
児童生徒・保護者	回答者数	49,145人	32,846人	16,188人	70人	41人
		73.7%	75.6%	74.4%	6.5%	9.6%

全調査対象数 5,491人 全回答者数4,998人 回答率 91.0%

学 校 種		6年度計	小学校(107校)	中(中等)学校(54校)	高等学校(2校)	特別支援学校(3校)
調査対象者数		5,491人	3,380人	1,724人	152人	235人
教職員	回答者数	4,998人	3,057人	1,568人	150人	223人
		91.0%	90.4%	91.0%	98.7%	94.9%

2 体罰等調査結果（児童生徒・保護者）

(1) 体罰と判断される行為等の件数

学 校 種		計		小学校		中(中等)学校		高等学校		特別支援学校	
分 類		件 数		件 数		件 数		件 数		件 数	
		6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度
体罰と判断される行為		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
場面	授業中	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	部活動中	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	その他（掃除中や休み時間など）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
態様	強く叩く、殴る	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	蹴る	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	壁に押し付ける、転倒させる等	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	正座、直立等特定の姿勢を長時間保持	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	その他	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

(2) 体罰以外と判断される行為等の件数

学 校 種		計		小学校		中(中等)学校		高等学校		特別支援学校	
体罰以外と判断される行為		件 数		件 数		件 数		件 数		件 数	
		6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度
① 不適切な行為 (不適切な指導・行き過ぎた指導など)	受けた	52	(45)	33	(36)	18	(9)	1	(0)	0	(0)
	見た	72	(37)	55	(27)	17	(10)	0	(0)	0	(0)
② 言葉の暴力(暴言等)	受けた	69	(68)	46	(56)	23	(11)	0	(1)	0	(0)
	見た	71	(80)	56	(52)	14	(26)	1	(2)	0	(0)
③ 指導の範囲内である行為	受けた	92	(102)	62	(74)	30	(28)	0	(0)	0	(0)
	見た	83	(87)	64	(61)	19	(26)	0	(0)	0	(0)
①～③の合計数	受けた	213	(215)	141	(166)	71	(48)	1	(1)	0	(0)
	見た	226	(204)	175	(140)	50	(62)	1	(2)	0	(0)
		439	(419)	316	(306)	121	(110)	2	(3)	0	(0)

3 セクシュアル・ハラスメント調査結果（児童生徒・保護者）

教職員から受けたセクシュアル・ハラスメントの分類		計		小学校		中（中等）学校		高等学校		特別支援学校	
		6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度
① 性的な話を言われた。 (授業に直接関連する内容は除く)	受けた	3	(1)	2	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
	見た	3	(0)	1	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)
② 嫌な触られ方をされた。	受けた	6	(6)	3	(3)	3	(3)	0	(0)	0	(0)
	見た	6	(7)	3	(3)	3	(4)	0	(0)	0	(0)
③ 身体的特徴を話題にされた。	受けた	1	(1)	0	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
	見た	2	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
④ 性的内容の電話・手紙・電子メール等をもらった。	受けた	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	見た	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑤ その他	受けた	1	(2)	0	(1)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
	見た	3	(4)	1	(4)	2	(0)	0	(0)	0	(0)
①～⑤ の合計	受けた	11	(10)	5	(5)	6	(5)	0	(0)	0	(0)
	見た	14	(11)	6	(7)	8	(4)	0	(0)	0	(0)
		25	(21)	11	(12)	14	(9)	0	(0)	0	(0)

4 教職員間におけるハラスメント調査結果

ハラスメントの分類		計		小学校		中（中等）学校		高等学校		特別支援学校	
		6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度
① 上司や同僚から厳しい叱責を受けた。	受けた	11	(8)	3	(4)	6	(3)	2	(0)	0	(1)
	見た	19	(13)	8	(5)	7	(4)	4	(2)	0	(2)
② 上司や同僚から人格を否定するような言動を受けた。	受けた	5	(5)	1	(4)	4	(1)	0	(0)	0	(0)
	見た	11	(3)	4	(1)	3	(2)	4	(0)	0	(0)
③ 上司や同僚から無視された。	受けた	5	(6)	2	(1)	3	(3)	0	(1)	0	(1)
	見た	2	(3)	1	(1)	1	(2)	0	(0)	0	(0)
④ 容姿・年齢・結婚等を話題にされた。	受けた	2	(5)	0	(1)	2	(3)	0	(1)	0	(0)
	見た	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑤ 嫌な触られ方をされた。	受けた	2	(1)	0	(0)	2	(0)	0	(1)	0	(0)
	見た	3	(0)	1	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)
⑥ 執拗に交際を迫られた。	受けた	2	(1)	0	(1)	2	(0)	0	(0)	0	(0)
	見た	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
⑦ 性的な話を言われた。	受けた	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	見た	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
⑧ 性的内容の電話・手紙・電子メール等をもらった。	受けた	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	見た	2	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)
⑨ 妊娠、出産、育児休業等の取得に際して嫌みを言われた	受けた	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	見た	3	(0)	1	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)
⑩ その他	受けた	6	(11)	3	(5)	3	(5)	0	(0)	0	(1)
	見た	4	(7)	3	(2)	1	(4)	0	(1)	0	(0)
①～⑩ の合計	受けた	33	(39)	9	(17)	22	(16)	2	(3)	0	(3)
	見た	44	(31)	19	(13)	14	(13)	11	(3)	0	(2)

5 調査を踏まえた今後の対応

(1) 各学校での取組

ア 教職員の人権感覚及び指導力の向上

- ・ 不祥事防止のためのセルフチェックを年3回実施し、自身の行動を振り返る。
- ・ コンプライアンス通信に掲載されている人権感覚を磨くためのチェック項目等を活用し、子どもの人権に対する感覚を養う。
- ・ 人権やコンプライアンスに関する各種研修等を積極的に受講し、教育活動を人権の視点で見つめ直す。
(例：性暴力事案発生時の初期対応、性暴力のない安全・安心な学校づくり、性暴力理解（学校における性暴力防止）、子ども基本法と子どもの権利、リフカーレンジ、CAP研修 等) ☑

イ 学校組織体制・管理職のマネジメント力の強化

- ・ 「暴力（いじめ、体罰、言葉の暴力、性暴力等）のない安全・安心な学校づくり」を推進するため、職員会議や打合せ等の機会を積極的に活用し、通知等の最新情報を伝達するなど職員全体の意識啓発を図る。
- ・ 風通しの良い職場環境を整備し、教職員相互のチェックや連携強化により、事案（セクハラ、パワハラ、マタハラ、体罰、児童生徒性暴力等）の未然防止・早期発見を図るため、ハラスメントの防止に関する指針やマニュアル、リーフレット等を活用する。
- ・ 児童生徒や職員の悩み相談の充実を図るため、スクールカウンセラー、子どもにこにこサポート（児童生徒向け）、スクールレスキュー（職員向け）等の相談窓口を周知する。
- ・ 事案発生時には、初期対応フローに基づき報告・連絡・相談を迅速・的確に行い、管理職を中心とする組織での支援体制の構築を図る。

(2) 教育委員会での取組

ア 児童生徒への人権教育

- ・ 毎年4月を「生命（いのち）の安全教育月間」とし、子どもたちが暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全市立学校において子どもの権利や暴力から自分の心と体を守るために予防方法等について学ぶ機会を設ける。また、児童生徒の発達段階や学校現場の状況により適した実施方法になるように、適宜見直しを図っていく。

イ 教職員の人権感覚を醸成

- ・ 教職員に対し、外部講師による安全配慮義務、性暴力等防止などに関する研修を実施することで、行動の振り返りや新たな気づきの機会を与え、人権感覚を醸成する。

ウ 教育委員会による点検

- ・ 各学校等を訪問し、コンプライアンスに係る取組の実施状況を点検するとともに、管理職や担当職員へのヒアリングと併せ、周知・啓発を行う。

エ 第三者機関による調査・審議

- ・ 実効性のある対策について、児童生徒性暴力等防止対策検討委員会による調査審議する体制を継続することで「暴力のない安全・安心な学校づくり」を推進する。当該委員会からの答申を受けて、各取組を実施する（子どもにこにこサポートの充実、第三者による死角点検の実施、不祥事防止のためのセルフチェックの対象者拡充、児童生徒を性暴力から守る行動指針の改善、教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フローの改善等）。

オ 事案発生時の対応

- ・ 事案発生時の初期対応フローについて、学校への周知を徹底するとともに、事案発生時には各機関と連携して迅速・的確に対応する。